

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

令和5年度活用事業の評価について

令和7年2月

つがる市地域創生課

※事業No.は国に提出している実施計画によるものです。

No.	事業名	担当課・室	事業の概要 ①目的 ②経費内訳 ③事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業開始年月日	事業完了年月日	事業費(円)	評価
1	住民税均等割非課税世帯への支援 (低所得枠)	福祉課	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 4500世帯×70千円 事務費 8138千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費として支出] ③R5年度分の住民税非課税世帯 (4500世帯)	R5.12.14	R6.3.31	313,228,398	住民税非課税世帯に対し給付金を支給することにより、当該世帯層の生活に係る費用の負担の軽減が図られた。
2	住民税均等割のみ課税世帯への支援 (一体給付)	福祉課	①物価高が続く中で低所得者(住民税均等割のみの課税世帯)への支援を行うことで、低所得者の方々の生活を維持する。 ② ・給付金額 基準日(R5.12.1)現在での住民税均等割のみの課税世帯887世帯×10万円=88,700千円 ・事務費 2,006千円 ④住民税均等割のみの課税世帯	R6.1.17	R6.3.29	87,505,890	住民税均等割のみ課税世帯に対し給付金を支給することにより、当該世帯層の生活に係る費用の負担の軽減が図られた。
7	こども加算 (一体給付)	福祉課	①物価高が続く中で低所得者の子育て世帯への支援を行うことで、低所得者の方々の生活を維持する。 ※令和5年度は住民税均等割非課税世帯のみを対象者として実施。住民税均等割のみの課税世帯や新たに対象となる世帯の児童への給付は令和6年度に実施する。 ② ・給付金額 住民税均等割非課税世帯の18歳以下の児童435人×5万円=21,750千円 ・事務費 660千円 ④住民税均等割のみの課税世帯	R6.1.17	R6.3.29	19,420,222	住民税均等割非課税世帯となっている子育て世帯に対し給付金を支給することにより、当該世帯層の生活に係る費用の負担の軽減が図られた。